

IASB の動向 (2014年5月～2014年7月)

ASBJ 研究員 **原 寛** はら かん

I. 基準等の公表

1. IASB が、IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」の修正「共同支配事業に対する持分の取得の会計処理」を公表（2014年5月6日）

国際会計基準審議会（IASB）は、IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」の修正を公表した。

IFRS 第 11 号は、共同支配企業及び共同支配事業に対する持分の会計処理を扱っている。公表された修正は、事業を構成する共同支配事業に対する持分の取得の会計処理の方法に関して新たなガイダンスを追加している。本修正は、こうした取得の適切な会計処理を明示している。

2. IASB が、IAS 第 16 号「有形固定資産」及び IAS 第 38 号「無形資産」の修正「許容可能な減価償却及び償却の方法の明確化」を公表（2014年5月12日）

IASB は、IAS 第 16 号「有形固定資産」及び IAS 第 38 号「無形資産」の修正を公表した。

IAS 第 16 号と IAS 第 38 号はともに、減価償却及び償却の基礎は資産の将来の経済的便益の消費についての予想パターンであるという原則を設けている。

IASB は、収益を基礎とした方法を資産の減

価償却の計算に使用することは適切ではない旨を明確化した。資産の使用を含む活動から創出される収益は、一般的に、資産に具現化された経済的便益の消費以外の要因を反映しているからである。

IASB は、収益は一般的に、無形資産に具現化された経済的便益の消費を測定するための基礎として不適切と推定される旨も明確化した。ただし、この推定は、一部の限定的な状況においては反証が可能である。

3. IASB と FASB が、収益認識に関してコンバージェンスした基準を公表（2014年5月28日）

国際財務報告基準（IFRS）に責任を負う IASB と、米国で一般に認められた会計原則（US GAAP）に責任を負う米国財務会計基準審議会（FASB）は、顧客との契約から生じる収益の認識に関してコンバージェンスした基準を共同で公表した。この基準は、収益の財務報告を改善するとともに、財務諸表のトップラインの比較可能性をグローバルに改善する。

収益は、財務諸表利用者にとって極めて重要な数値であり、企業の財務業績及び見通しを評価するために使用されている。しかし、IFRS と US GAAP の従前の要求事項は異なっており、経済的に類似した取引の会計処理が異なる

ことが多かった。さらに、IFRSの収益認識の要求事項は詳細さが十分でない一方、US GAAPの会計処理の要求事項は過度に規範的で、特定の領域で矛盾していると考えられていた。

これらの課題に対応して、両審議会は、IFRSとUS GAAPの両方における収益の認識についての新たな完全にコンバージェンスした基準を開発した。これは、収益を報告する方法の質と整合性を大幅に高めると同時に、IFRS及びUS GAAPを用いて報告する企業の財務諸表における比較可能性を改善する。

新基準の中心的な原則は、企業が収益の認識を、顧客への財又はサービスの移転を企業が当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込んでいる対価（すなわち、支払）を反映する金額で描写するように行うというものである。また、新基準は、収益に関する開示を拡充し、これまで包括的に扱っていなかった取引（例えば、サービス収益や契約変更）についてのガイダンスを提供するとともに、複数要素契約についてのガイダンスを改善している。

4. IASBが、果実生成型植物についてIAS第16号及びIAS第41号の修正を公表（2014年6月30日）

IASBは、果実生成型植物（ぶどうの木、ゴムの木、油ヤシなど）についての財務報告を変更する修正を公表した。

IAS第41号「農業」では現在、農業活動に関連するすべての生物資産を、売却コスト控除後の公正価値で測定することを要求している。これは、これらの資産が生存期間中に受ける生物学的変化は、公正価値測定によって最も適切に反映されるという原則に基づいている。しかし、生物資産の中には、果実生成型植物と呼ばれる部分集合があり、これは数期間にわたり生産物を生成するためだけに使用される。生産期

間の終了時に、それらは通常は廃棄される。果実生成型植物がいったん成熟した後は、生産物の産出を除いて、その生物学的変化は将来の経済的便益を生み出す上でもはや重要ではない。果実生成型植物が創出する唯一の重要な将来の経済的便益は、それが生み出す農産物から生じる。

IASBは、果実生成型植物の働きは製造と同様であるため、その会計処理はIAS第16号「有形固定資産」と同じ方法で行うべきであると決定した。したがって、本修正では果実生成型植物をIAS第41号ではなくIAS第16号の範囲に含めている。果実生成型植物の上に生育する生産物は依然としてIAS第41号の範囲に含まれることになる。

企業は、2016年1月1日以後開始する事業年度に本修正を適用することが要求される。早期適用は認められる。

5. IASBが金融商品会計の改定を完了（2014年7月24日）

IASBは、金融危機への包括的対応の最後の要素を、IFRS第9号「金融商品」の公表によって完了した。IFRS第9号によって導入された改善のパッケージには、分類及び測定についての論理的なモデル、単一の将来予測的な「予想損失」減損モデル、及び大幅に改定されたヘッジ会計のアプローチが含まれている。新基準は2018年1月1日に発効し、早期適用が認められる。

• 分類及び測定

分類は、金融資産及び金融負債を財務諸表においてどのように会計処理するのか、特に、継続的な測定をどのように行うのかを決定する。IFRS第9号は、金融資産の分類についての論理的なアプローチを導入しており、これはキャッシュ・フロー特性と資産が保有されている事業モデルを決定要因とするものである。こ

の単一の原則主義のアプローチは、過度に複雑で適用が困難と一般に考えられている現行の規則主義のアプローチを置き換えるものである。新しいモデルは、すべての金融商品に適用される単一の減損モデルももたらし、それにより従来の会計処理の要求事項に関する複雑性の原因を取り除いている。

• 減損

金融危機の間に、貸付金（及び他の金融商品）に係る信用損失の認識の遅れが、現行会計基準の弱点として識別された。IFRS 第9号の一部として、IASBは、予想信用損失のより適時の認識を要求する新しい予想損失減損モデルを導入した。具体的には、新基準では、金融商品を最初に認識した時から予想信用損失を会計処理し、全期間の予想損失の全額をより適時に認識することを企業に要求している。

• ヘッジ会計

IFRS 第9号は、ヘッジ会計について大幅に改定したモデルを、リスク管理活動に関する開示の拡充とともに導入している。新しいモデルは、ヘッジ会計の大幅な見直しとなるものであり、会計処理をリスク管理活動と一致させ、企業がこうした活動をより適切に財務諸表に反映することを可能にする。さらに、これらの変更の結果、財務諸表利用者には、リスク管理及びヘッジ会計の財務諸表への影響に関して、より適切な情報が提供されることになる。

• 自己の信用

IFRS 第9号は、公正価値で測定することを選択した負債の信用リスクの変動から生じていた純損益のボラティリティも取り除いている。この会計処理の変更は、そうした負債に係る企業自身の信用リスクの悪化によって生じる利得が純損益に認識されなくなることを意味している。この財務報告の改善を金融商品の会計処理の他の変更よりも前に早期適用することが、IFRS 第9号で認められている。

II. 公開草案等の公表

1. IASBが、公開草案「投資企業一連結の例外の適用」(IFRS第10号及びIAS第28号の修正案)を公表(2014年6月11日)

IASBは、公開草案「投資企業一連結の例外の適用」(IFRS第10号及びIAS第28号の修正案)を公表した。

IFRS第10号「連結財務諸表」及びIAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の修正案は、投資企業は子会社を連結せずに公正価値で測定するという要求の適用に関する3つの論点を明確化するように設計されている。

- 連結財務諸表の表示の免除は、投資企業の子会社のうち自身が親会社である企業に引き続き適用されることを確認する。
- どのような場合に、投資企業である親会社が、投資関連サービスを提供する子会社を公正価値で測定せずに連結すべきなのかを明確化する。
- 自身は投資企業ではないが、投資企業である関連会社に対する持分を有している企業について、持分法の適用を単純化する。

本提案は、一般のコメントを求めるため96日間公開される。これは通常のコメント期間よりも短いですが、投資企業についてのIFRS第10号の当初の要求事項の発効日が2014年1月1日であることを反映したものである。

Ⅲ. その他のIASB関連のプレスリリース

1. IASBとFASBが収益認識に関する共同の移行リソース・グループ(Transition Resource Group: TRG)の創設を公表(2014年6月3日)

IASBとFASBは、収益認識に関する共同の移行リソース・グループ(TRG)の創設を公表した。

TRGは、企業や組織が新基準を適用する際に発生する潜在的な論点について、IASBとFASBに報告する役割を有する。また、TRGは新基準に関して、利害関係者に対して適用に関与する他の関係者との学習の機会を提供する。TRG自体はガイダンスを公表しない。

TRGのメンバーには、幅広い範囲の業種、地域、公的・民間の企業及び組織を代表する財務諸表作成者、監査人、利用者が含まれる。

TRGは、2014年に2回、2015年に4回集まる予定である。最初の会議は、2014年7月18日に実施されている。すべて公開で議論され、IASB及びFASBの両副議長が共同で議長を務める。

利害関係者は誰でもTRGに潜在的な論点を提出することができる。IASBとFASBは提出された論点について評価し、優先順位をつけてTRGの会合で議論する。

なお、19名のメンバーが公表されており、日本からは富士通の湯浅一生氏が指名されている。

2. IASBが、金融商品の減損に関する移行リソース・グループ(ITG)を創設(2014年6月23日)

IASBは、金融商品の減損に関する新しい規定に焦点を当てた移行リソース・グループを創設することを公表した。IASBは、この金融商

品の減損に関するIFRS移行リソース・グループ(ITG)の候補として適格なメンバーを探しており、候補者指名の募集を公表した。

ITGは、IFRS第9号「金融商品」(2014年)における新しい減損規定により生じる可能性のある適用上の論点に関して、利害関係者を支援する討議フォーラムを提供する。

IFRS第9号の金融商品の減損に関する新しい予想信用損失モデルは、現行の実務に重要な変更をもたらす。この変更は、特に金融サービスセクターにおいて、適用上及びシステム上の観点から重要な影響がある。

変更の重要性に鑑みると、IASBは、基準公表後に利害関係者を支援するITGのような討議フォーラムを開催することは、堅牢で一貫した適用を高めると信じている。

ITGは、利害関係者が新規定を適用する際に共通して生じ、実務において多様性をもたらす可能性がある問題を収集、分析及び討議する。さらに、ITGは、実務上の多様性を解決するうえでどのような対応が必要となるかをIASBが決定する際に役立つ情報を(必要に応じて)提供する。ITG自身がガイダンスを公表することはない。

IASBは、広範囲の地域的構成からなる財務諸表作成者、監査人、関連グループを代表する14名から18名の専門家からなるグループを形成するための候補者を募集している。ITGは、定期的(年に約2、3回)に公開の会合を実施し、議長はIASBのメンバーが務める。

候補者は、IFRSにおける金融商品の会計処理の関連知識、及び金融資産の減損における予想信用損失モデルの専門知識、技能や実務的知識に基づいて、ITGに対して積極的に貢献する能力を有していることが求められる。候補者は、多様な見解に柔軟に対応し、自由な意見交換に参加する能力を有していなければならない。

IV. IFRS 財団関連のプレスリリース

1. 2014 年 IFRS 解釈指針委員会メンバーの指名 (2014 年 5 月 12 日)

IFRS 財団評議員会は、IFRS 解釈指針委員会メンバーの任命及び再任を公表した。

新しく指名されたメンバーは下記のとおりである。

- Carl Douglas 氏—Corporate Controller, CCR Group (ブラジル)
- Mikael Hagström 氏—Head of Corporate Financial Reporting, Volvo Group (スウェーデン)
- Bruce Mackenzie 氏—Managing Partner, W Consulting International (南アフリカ)
- Bonnie Van Etten 氏—Head of Fiat and Chrysler Group Global Technical Accounting, Accounting Research 氏—Chrysler Group LLC (米国)

新しいメンバーの任期は 3 年で、全員 2014 年 7 月 1 日から任期が開始する。なお、再任は 1 度まで可能である。

また、評議員会は、Charlotte Pissaridou 氏を再任 (3 年更新) したことを公表した。

2. IFRS 財団評議員会が、IFRS 諮問会議のメンバーに Linda Diaz 氏を指名 (2014 年 6 月 2 日)

IFRS 財団評議員会は、IFRS 諮問会議のメンバーとして、Linda Diaz Del Barrio 氏を指名したことを発表した。

Diaz 氏は、メキシコの National Banking and Securities Commission (CNBV) の会計規制の副本部長であり、CNBV が発行する会計基準、監査及び開示規制の企画、開発及び適用の責任を有する。また、Diaz 氏は、バーゼル委員会の会計専門グループにおいて、CNBV

の常任代表委員も務める。

Diaz 氏の任期は 2014 年 6 月 1 日に開始する。

3. IFRS 財団評議員会が、評議員に Jin Liqun 氏を指名 (2014 年 6 月 19 日)

IFRS 財団評議員会は、IFRS 財団評議員として Jin Liqun 氏の指名をモニタリング・ボードが承認したことを発表した。Jin 氏の任期は 2014 年 7 月に開始し 2016 年 12 月 31 日に終了する。再任は 1 回可能で、延長期間は 3 年である。

Jin Liqun 氏は、China International Capital Corporation Limited の会長であり、中国外務省の対外政策諮問委員会のメンバーである。彼はまた、ソブリン・ウェルス・ファンド (Sovereign Wealth Funds) 国際フォーラムの名誉会長も務めている。

Jin 氏は、2008 年から 2013 年まで China Investment Corporation & Central Huijing Investment Corporation の監視委員会の議長であった。また、2003 年 8 月から 2008 年 7 月まで、アジア開発銀行 (ADB) の副会長として、南、中央、西アジアの運営及び非公開セクターの運営を担当していた。彼は、ADB の中期・長期戦略の構築及び ADB の経済的及び社会的開発 (特に貧困削減及び環境保護) の運営を統治する多くの方針の構築に関与した。

4. IFRS 財団評議員の再任 (2014 年 7 月 11 日)

IFRS 財団評議員会は、6 名の IFRS 財団評議員の再任を発表した。

評議員会のこの判断は、モニタリング・ボードにより承認された。再任された 6 名は、以下のとおりである。6 名はすべて 2 期目となり、2 期目の任期は 2015 年 1 月 1 日から 2017 年 12 月 31 日までの 3 年間である。

- Michel Prada 氏 (欧州) IFRS 財団評議員会

議長

- Ronald Arculli 氏 (アジア・オセアニア)
- Chandrashekhhar Bhaskar Bhave 氏 (アジア・オセアニア)
- Sir Callum McCarthy 氏 (欧州)
- Marco Onado 氏 (欧州)
- James Quigley 氏 (北米)

5. IFRS 財団と ESMA がプロトコルに関する共同文書に合意 (2014 年 7 月 15 日)

IFRS 財団と欧州証券市場監督機構 (ESMA) は、相互利害関係の分野における連携の基礎となるプロトコルに関する共同文書に合意したことを発表した。

本プロトコルに関する共同文書は、IFRS 財団と ESMA における現在のハイレベルな協力関係を再確認し、電子報告、新基準の適用及び他の発生する財務報告事項を含む、協力関係に関する追加の分野を説明している。

V. IASB 会議、IFRS 解釈指針委員会

IASB の会議は、ロンドンの IASB 本部で以下のとおり開催された。

- 通常会議 (2014 年 5 月 20 日～22 日、一部 FASB との合同会議)
- 通常会議 (2014 年 6 月 17 日～19 日、一部 FASB との合同会議)

- 通常会議 (2014 年 7 月 22 日～24 日、一部 FASB との合同会議)

また、IFRS 解釈指針委員会の会議は、2014 年 5 月 13 日～14 日及び 7 月 15 日～16 日にロンドンの IASB 本部で開催された (詳細については、本誌 201 頁の「IFRS 解釈指針委員会の活動状況」を参照いただきたい)。

VI. その他の IASB 関連会議

- 2014 年 6 月 2 日、3 日 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 会議 (ロンドン) (詳細については、本誌 173 頁の「2014 年 6 月開催会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) について」を参照いただきたい。)
- 2014 年 6 月 30 日 IASB の代表者と資本市場諮問委員会 (CMAC) 及び世界作成者フォーラム (GPF) との合同会議 (ロンドン) (詳細については、本誌 206 頁の「CMAC-GPF 合同会議 (2014 年 6 月) 出席報告」を参照いただきたい。)
- 2014 年 7 月 18 日 収益認識に関する共同の移行リソース・グループ (TRG) 会議 (ロンドン及び米国ノーウオーク) (詳細については、本誌 130 頁の「収益認識に係る IASB・FASB 共同移行リソース・グループの活動内容」を参照いただきたい。)